平成２０年（フ）第４０８号
静岡県浜松市北区細江町三和2228番地の１
破産者　鈴木新一郎
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第１２７号
兵庫県西脇市西脇136番地
破産者　宮原　武美
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２０年（フ）第６２号
熊本県菊池市旭志弁利1952番地18、前住所大阪府寝屋川市堀溝北町12番７号
破産者　伊藤富士夫
１　決定年月日　平成21年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第２７３２号
札幌市北区北７条西１丁目１番地18丸増ビル905号、破産手続開始決定時の住所札幌市南区真駒内本町６丁目２番１―504号
破産者　向井　　剛
１　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
２　一般調査期日　平成21年９月１日午後４時
平成21年７月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４号
盛岡市上飯岡22地割47番地２
破産者　中村　晴子
１　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
２　一般調査期日　平成21年10月１日午後３時30分
平成21年７月９日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９４４号
大阪市生野区巽中１丁目20番１号
破産者　伊藤　茂和
１　破産債権の届出期間　平成21年８月11日まで
２　一般調査期日　平成21年９月14日午後３時30分
平成21年７月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８２号
神戸市長田区片山町３丁目11番６―105号、前住所神戸市中央区花隈町５番21―129号
破産者　お食事処三昧こと　木村　眞勝
１　破産債権の届出期間　平成21年８月12日まで
２　一般調査期日　平成21年９月１日午後１時30分
平成21年７月８日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５８３号
滋賀県草津市上笠４丁目34番23―507号、前住所滋賀県草津市追分町907番地の36
破産者　井上　　滋
１　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
２　一般調査期日　平成21年９月16日午前10時
平成21年７月10日　　大津地方裁判所民事部

一般調査期日

平成２０年（フ）第１０２号
群馬県桐生市広沢町５丁目1641番地の１
破産者　株式会社丸隆商店
一般調査期日　平成21年10月22日午後２時30分
平成21年７月６日　前橋地方裁判所桐生支部

債権者集会招集

平成１９年（フ）第１９０号
愛媛県西条市下島山甲464番地
破産者　有限会社森本組
１　期日　平成21年８月17日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月10日　松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第３００号
大阪府貝塚市名越627番地の１　メゾン塚本303号
破産者　坂本　乗康
１　期日　平成21年９月７日午後１時50分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第５３７号
和歌山県橋本市高野口町応其90番地の３、開始決定時の住所和歌山県橋本市高野口町伏原747番地の５
破産者　仲村渠清美
１　期日　平成21年９月７日午前11時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１８年（フ）第７９０８号
京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の２
破産者　株式会社クリエイト・ジャパン
１　期日　平成21年８月５日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第２６５号
山口県周南市清水１丁目５番19号
破産者　新南陽測地株式会社
異議申述期間　平成21年８月10日まで
平成21年７月９日　山口地方裁判所周南支部

平成１９年（フ）第３０４号
山口県山口市徳地堀539番地１
破産者　吉岡　治美
異議申述期間　平成21年８月10日まで
平成21年７月９日　山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第１０号
熊本県八代郡氷川町野津4603番地
破産者　三浦　賢治
異議申述期間　平成21年８月31日まで
平成21年７月10日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０２号
熊本県熊本市下南部３丁目２番１号
破産者　吉田　幸美（旧姓井戸）
異議申述期間　平成21年８月31日まで
平成21年７月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１７７号
熊本市長嶺南１丁目１番50号
破産者　赤池　精二
異議申述期間　平成21年８月31日まで
平成21年７月10日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３７号
秋田県湯沢市桜通り２番７号
破産者　有限会社湯沢乳販
異議申述期間　平成21年９月４日まで
平成21年７月10日　秋田地方裁判所横手支部

免責審尋期日

平成２１年（フ）第１２０２７号
横浜市都筑区池辺町3774番地１　クリオ鴨居五番館110
破産者　村田　文雄
審尋期日　平成21年11月10日午後３時
平成21年７月８日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０７２号
東京都荒川区東尾久５丁目42番11号
清算株式会社　柳沢工業株式会社
代表清算人　柳沢　武彦
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第４７号
埼玉県越谷市南越谷１丁目３番25号
再生債務者　株式会社エムテック
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年７月７日
東京地方裁判所民事第20部